



(有添付物)  
検機総第118号  
検機業第80号  
令和5年2月20日

国土交通省海事局長  
高橋一郎 殿

日本小型船舶検査機構  
理事長 高野裕文



船舶検査業務の改善に関する指示を受けての改善措置について  
(ご報告)

令和5年1月20日付け「船舶検査業務の改善について(国海査第283号)」  
にて指示を受けた事項について、当機構において講じる改善等措置を、別紙のと  
おりご報告いたします。

改善措置を確実に実施し、船舶検査の実効性を向上することで、社会からの信  
頼の回復に努めてまいります。

令和5年2月20日  
日本小型船舶検査機構

## 業務改善計画

### 1. 経緯・基本的認識

令和4年4月23日、北海道知床沖において、小型旅客船「KAZU I」(カズワン)が沈没し、乗員 乗客 26 名が死亡・行方不明となる大変痛ましい事故が発生し、事故直後に国土交通省に設置された知床遊覧船事故対策検討委員会において、日本小型船舶検査機構(JCI)が事故の3日前に実施した中間検査について、「無線設備を携帯電話に変更したい旨申出があり、JCI は内規に従ってこれを認めたものの、同機構が定める検査方法が十分でなかった」、ハッチカバーの「締付装置の作動確認の省略は、水密性の確認方法として十分ではない」等の指摘があり、JCI の船舶検査の実効性の向上が必要であるとされた。

このため、JCI では、国土交通省からの指導を踏まえ、携帯電話等の検査方法を速やかに改正するとともに、令和4年9月に検査方法全体を見直した上で国土交通大臣の認可を受け、また、国から提供される監査情報を活用して検査を行うよう措置を講じる等、検査の実効性の向上に取り組んできたところである。

しかしながら、令和4年9月から地方運輸局の船舶検査官にJCIの現場での検査業務の確認を随時受けている中で、検査実態が国と異なる事例が確認されたことから、本年1月20日に国土交通省より、現場における検査実態を総ざらいし、所要の改善を行うことが必要として、検査業務の改善を行うための具体的方策を検討するよう指示があった。

これを受け、JCI が船舶安全法に基づき小型船舶の検査実施を担う組織としての社会的使命を適切に果たしていくため、令和5年2月20日より令和6年3月末までの約1年間を「業務改善集中期間」として設定し、この期間に全役職員の総力を挙げて、JCI の検査が国民からの負託に応えられるものとなるよう全力を傾注し、2. に示す具体的方策を、可能なものから速やかに実行する。

### 2. 具体的方策

#### ① 「安全第一の意識改革」の徹底

「必要な係船ロープが搭載されていることを確認していたが、ロープの状態の確認が十分ではなかった」等、国土交通省からの業務改善指示において指摘された、国と異なる検査実態の事例は、「安全確保のために、いかなる検査を行うべきか」という意識が徹底されていない可能性を示唆している。そして、携帯電話やハッチカバーの事例に鑑みれば、「限られた時間でいかに必要な数の検査を行うか」に注力してきたという背景がその根源にあると考えられる。

よって、まずは、組織として、JCIの中に、安全第一の意識を徹底して根付かせることが必要である。即ち、安全第一の検査のためには、規程類に従った検査を行うことは当然として、さらに一步踏み込んで、「どのように検査を行えば、より安全を確保できるのか」を考えながら検査を行うように、意識改革を図っていくことが必要である。

このため、以下の措置を講じる。

- 理事長はじめ役員が、可及的速やかに全国 31 支部を巡回する等により、個々の職員と対話を図り、全職員に「安全第一の意識改革」を徹底する。
- 毎月、本部と全支部でリモート会議を行い、個別改善事例の共有を徹底する。
- 研修の中で、「どのように検査を行えば、より安全を確保できるのか」を常に考えて検査を行うよう、啓発に取り組む。

## ② 「業務改善室」の設置

JCI 本部が支部を対象として定期的に実施している内部監査の結果を改めて精査したところ、国土交通省から示された、国と異なる検査実態の事例と同様の事例が確認された。

これは、監査部署が他の業務を兼務しているなど、内部監査の結果を活用して業務の持続的な改善を図るための取組が十分にできていないことが要因として考えられる。また、JCI には、国の検査実態に係る知見が蓄積されているとは言いがたく、この点も、業務の持続的な改善が十分ではない一因となっている。

このため、内部監査を専門に行う部署を新たに設置し、国の検査実態に係る知見を取り込みながら、現場における検査実態を総ざらいし、国と異なる検査実態を見直し、検査業務の必要な改善を持続的に図っていくことが必要である。

このため、以下の措置を講じる。

- 直ちに、本部に「業務改善室」を設置し、全国 31 支部全てで適切に現場の検査が行われているか否かを実地で監査する枠組みを構築して、検査実態を総ざらいし、現場の検査実態が国と異なる点を全て見直していく。
- 「業務改善室」に国から船舶検査経験者の出向を受け、一定期間集中して JCI の検査現場を確認することにより、JCI の検査実態と国のそれが同等であるかについて内部から指摘できる体制を構築する。
- 中長期的に、組織内に国の検査実態に係る知見を蓄積するため、国と JCI の人事交流の強化についても検討を行い、実行する。

## ③ 検査体制の強化

昨年 9 月に国土交通大臣の認可を受けた新たな検査事務規程に基づき、本年 1 月から、上架検査の導入など小型旅客船に対する検査方法の強化等を開始している。

検査方法の強化等に伴い、業務量が増加することとなることから、この新たな検査を円滑かつ確実に実施するためには、検査員の充実を図り、体制を強化することが急務

である。加えて、特に、事業として旅客を運送する船舶については、船舶検査の実効性の一層の向上と検査業務の効率化を両立させる必要があり、様々な切り口で検討し、対策を行う必要がある。

また、検査員の能力強化を組織としてサポートするため、研修体制等を充実するとともに、ICT等の活用による業務の効率化等を進めることも重要である。

このため、以下の措置を講じる。

- 強化された検査方法の着実な実施に向け、検査員体制の強化を図るため、検査員の採用により一層積極的に取り組む。
- 特に、事業として旅客を運送する船舶については、船舶検査の実効性の一層の向上と検査業務の効率化を両立すべく、以下のように様々な切り口で対策を検討し、可能なものから実施していく。
  - ▶ 事業として旅客を運送する船舶を担当する部署を本部又は基幹支部に設置して検査を行う。
  - ▶ 事業として旅客を運送する船舶の現場検査(実習を含む)に特化した研修を実施する。
  - ▶ 検査業務の執行に際し、船舶安全法が法目的として第1条に掲げる「人命の安全の確保」のために「どのような検査を行うべきか」を常に意識する文化を根付かせるため、検査員への研修を強化する。
- ICT等を積極的に活用し、業務の効率化を進めるため、船舶検査情報システムの改善等に取り組む。

### 3. フォローアップ

業務改善を徹底するためには、全役職員の意識改革・共有はもとより、上記に掲げた個々の対策を個別に実施するのではなく、お互いを有機的に連携させつつ実施することが不可欠であることから、四半期ごとに、本改善計画の実施状況をレビューするためのフォローアップ会合を本部・支部合同で定期的で開催し、意識共有を継続する。また、その対策の内容自体も不断の見直しを図ることとする。

加えて、国に対しても、四半期ごとに実施状況を報告し、必要な助言を得ることとする。

なお、業務改善集中期間においては、当面、本計画の遂行に注力する。その上で、本計画の遂行に一定の目処が立った暁には、計画の遂行等に伴う経営環境の変化を踏まえ、事業収支や経営の在り方を検討し、現行の中期経営計画についても必要な改定等の検討を行う。

(以上)